

第 1 2 7 号議案

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

第 1 条 足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和
3 1 年足立区条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 5」を「1 0 0 分の 1 0」に改める。

第 2 条 足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 0」を「1 0 0 分の 2 5」に、「1
0 0 分の 1 7 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 5」に、「1 0 0 分の 1 7
7 . 5」を「1 0 0 分の 1 7 0」に改める。

付 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 4 年 4
月 1 日から施行する。

（提案理由）

議員の期末手当の額を改定する必要があるので、この条例案を提出い
たします。